

通帳やキャッシュカードは 絶対に渡さないで!

本年5月9日、雲仙市内居住の80歳代男性宅に、警察官や消費者センター職員を名乗る者から電話があり、訪問してきた犯人に通帳やキャッシュカードをだまし取られる被害が発生しました。

被害の状況

- ① 被害者宅に警察官を名乗る男から、うその電話がある。
↳
 - ・ 「詐欺グループを逮捕したところ、住所録にあなたの名前が載っていました。」
 - ・ 「お金が不正に引き出されています。」
- ② 消費者センター職員を名乗る女に電話を代わる。
↳
 - ・ 「キャッシュカードは、専用の封筒に入れて封印しなければいけません。」
 - ・ 「今から事務所の者を行かせます。」
- ③ その後、消費者センター職員を名乗る男が被害者宅を訪問する。
↳
 - ・ 被害者に、持参した封筒へキャッシュカードを入れさせる。
 - ・ 「封筒を封印するために印鑑が必要」と言い、被害者に印鑑を取りに席を外させ、その隙にキャッシュカード入りの封筒を別の封筒とすり替えて盗み取る。
 - ・ 言葉巧みに「通帳も預かせてほしい。」と言い、通帳もだまし取る。

通帳やキャッシュカードをだまし取られると、暗証番号を聞き出されて現金を引き出される可能性が非常に高いので、絶対に渡さないでください!

～犯人と通話しないための対策～

- 電話をかけてきた相手に自動で「通話を録音します」とメッセージが流れる迷惑電話防止機能のある電話機及び周辺機器を設置する。
- 在宅時でも留守番電話に設定し、心当たりのない番号からの電話には出ない。